

人権行政のエンジン～人権教育・啓発～と エアバッグ～人権相談・救済～

大阪市では、平成17（2005）年4月、「大阪市人権教育・啓発推進計画」を策定し、取組みを進めてきました。

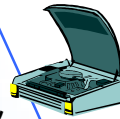
今回、大阪市人権施策推進審議会からの答申、社会状況の変化等を踏まえ、加筆・修正を行うとともに、わかりやすく表現し直しました。

これからは、この「人権行政のエンジン～人権教育・啓発～とエアバッグ～人権相談・救済～」に基づき、取組みを進めていきます。

人権ナビゲーション

～大阪市を「人権が尊重されるまち」へ～

人権行政のエンジン ～人権教育・啓発～



大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として、継続的・総合的に推進していく

人権行政のエアバッグ ～人権相談・救済～



人権侵害が起こったときの備え(エアバッグ)となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていく

「人権教育・啓発」「人権相談・救済」の方向性

次の3つの方向性に基づき、取組みを進めます。

・ 私たち自身と他の人びと、みんなの人権を知る

世界人権宣言などの国際人権基準、紛争、飢餓など世界の状況、いじめ、虐待など日常生活の中で起こっている問題などさまざまな視点から人権について考え、人権や人権尊重の重要性について理解を深める取組みを行います。

・ 自己的人権をまもるとともに、他の人びとの人権を認め、尊重しあい、配慮して行動する

すべての人が、社会参加し自分らしく生きるために、私たち自身が人権を行使するとともに、私たちの行動が他の人の権利を侵害していないかを考え、態度や行動に移すことができるよう取り組みます。

・ 協働して人権尊重のまちづくりを進める

私たちの住む地域には、世代、国籍・文化、障害の有無など、さまざまな違いや個性をもった人びとが暮らしています。お互いのことを知り、それぞれの違いや個性を受け容れて、すべての人がともに心豊かに暮らせるよう、市民と行政、市民相互が協働してまちづくりを進めます。

また、人権が侵害された場合、これを早期に発見し、早急に適切な救済が図れるよう取組み、安心して暮らすことができる「人権が尊重されるまち」をめざします。

人権行政のエンジン～人権教育・啓発～

市民が人権を身近なものとし、生活の場で行動に結びつくような人権教育・啓発

効果的な人権教育・啓発の推進

市民ニーズの把握

人権に関する情報の総合的提供

学習の場、機会の充実

手法・内容の充実

NPO等との連携

地域における人権教育・啓発の推進

地域に根づいた人権教育・啓発の推進

地域の人材の育成と活用

相互理解と交流の促進

就学前・学校教育における人権教育の推進

就学前教育における人権教育の推進

学校教育における人権教育の推進

市立大学における人権教育の推進

家庭・地域と連携した人権教育の推進

企業・事業者等の人権に関する活動への支援

企業における人権啓発や人権研修への支援

企業・事業者等とのネットワークの拡充

市民がまず、自らの有する権利を知り、人権を自らの問題、身近な問題としてとらえられるような取組みを進めるとともに、国際的な流れに沿って、人権教育・啓発を推進します。

また、人権や人権尊重の重要性について理解を深めるために、市民のニーズを的確に把握し、必要な情報を積極的に提供し、だれもが参加しやすい学習環境や手法・内容を充実します。

今後は、さらに、NPO等とも連携し、効果的な人権教育・啓発を推進します。

(1) 市民ニーズの把握

イベントや研修会等でのアンケートや視聴覚教材の利用報告など市民の意見を聞く機会を積極的に活用し、市民のニーズを的確に把握する

市政モニター調査などの意識調査の結果や人権相談事例、行政が把握している人権侵害の実態等から取り組むべき具体的な課題を把握する

(2) 人権に関する情報の総合的提供

人権に関する学習機会・学習教材など情報を市民に広く提供するため、生涯学習情報提供システム(いちょうネット)⁽¹⁾を充実させ、人権教育の情報を総合的に市民に提供していく

- 1 生涯学習情報提供システム(いちょうネット)・・・市民が自主的に行う生涯学習活動を支援するために、講座、イベント、展覧会、施設、団体、サークル、教材などのさまざまな学習情報をインターネット等を利用して検索・閲覧・申込み等ができるシステム。

市民が人権に関する情報に接しやすくなるよう、人権にかかわるホームページを改善する

さまざまなメディアや大阪市、関係団体が発行するさまざまな情報誌を活用し、市民全体に情報が届くように努める

情報の得にくい市民にも情報が届くように、視覚媒体に加え音声媒体や点字版など、多様な情報伝達媒体を活用する

だれもがわかりやすい表現や、多言語による情報提供を心がける

人権尊重のまちづくりに若者層も積極的に参加できるよう、情報発信する取組みを進める

(3) 学習の場、機会の充実

市民に身近な親しみやすい場所で講座等を開催し、手話通訳や要約筆記、一時保育を行うなど、誰もが参加しやすい学習環境を整備する

誰でもいつでもどこでも、必要に応じて学び続けるために、多様な学習の場・機会の提供に取り組む

市が管理している施設（学校を含む）を活用し、その施設で活動している人材の専門的な知識、経験を生かした学習の場を提供する

(4) 手法・内容の充実

対象とする年齢層、ライフスタイル（生活様式）、人権に対するの関心の度合いなどを考慮し、対象に適したテーマ、手法を工夫する

講座、研修等の開催に際しては、参加・体験型学習、フィールドワーク（人権問題に関連のある現場を訪れ、学ぶこと）やビデオを用いた学習など、さまざまな手法を用いる

現在世界で起こっている紛争、飢餓、貧困などの現状を認識し、命の尊さ、個人の尊重など、基本的な人権に関する考え方や国際人権諸条約に謳われている人権の理念や基準を身につける取組みを進める

国連や国連教育科学文化機関（ユネスコ）等による人権教育・啓発に関する国際的な取組みを周知する

新たに生起している課題や社会問題となっている人権課題などをテーマとして、人権を自らの問題、身近な問題としてとらえるよう取組みを進める

行政が把握している人権侵害の実態等から見出される具体的な問題を積極的に取り上げ、日常生活の中で態度や行動につながるような取組みを進める

市民一人ひとりが、自己を肯定的に受け容れ、自らの持つ力を十分に引き出していくことができるような取組みを行う

よりよい人間関係をつくるために、自分の思いを伝え、相手の思いを理解するという相互理解の手法を身につけるような取組みを工夫する

IT（情報通信技術）化の進展に伴い、情報格差（デジタル・デバイド）を引き起こさないよう、ITの学習に取り組む

ネット社会の危険性^(2)や情報モラル(情報の適切な取扱い等)についての理解を深める

- 2 ネット社会の危険性・・・インターネットや携帯電話等の急激な普及に伴い、ネット上の陰湿ないじめ、有害情報の氾濫、個人情報の流出などさまざまな問題が顕在化している。

メディア・リテラシー(情報を的確に判断し、取捨選択し読み解く力)を育成する取組みを進める

(5) N P O等との連携

地域住民の組織とN P O等、大学・研究機関、企業・事業者が、それぞれ特性を活かし、互いに補い合い、連携して、効果的な啓発に取り組む

N P Oをはじめとする市民活動団体等の特長を活かし、豊かな発想に基づく企画案をもとめる事業など、教材、手法の開発、人材養成等について協働関係を推進する

各団体に取り組む課題解決に向け、市民が積極的に参加できるよう、N P Oをはじめとする市民活動団体等の先進的な活動事例を情報提供するなど、その活動を支援する

2

地域における人権教育・啓発の推進

地域の中ですべての人が安心して暮らしていけるよう、課題を地域全体でとらえ、人権尊重のまちづくりを推進する人材を育成し、相互理解と交流を促進し、地域に根づいた人権教育・啓発を推進します。

(1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

市民が参加しやすい地域特性を踏まえた取組みを進める

児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、介護者による障害のある人や高齢者に対する虐待など、閉鎖的な空間における人権侵害や、命を軽視した犯罪や事件を未然に防ぐために、地域として支えあい見守りあうことによって、問題解決に結びつく取組みを支援する

(2) 地域の人材の育成と活用

人権啓発推進員⁽³⁾が、地域の人権啓発の企画、実践を担い、人権侵害の早期発見や相談窓口への誘導などの役割を果たすことができるよう資質の向上を図るとともに、人権啓発推進員の活動の場の提供や活動しやすい環境づくりに努める

3 人権啓発推進員・・・人権尊重の明るいまちづくりをめざして、地域に根ざした人権啓発の活動や人権相談への協力を行う。現在 24 区で約 1000 名の方が活動している。

人権を擁護する活動に取り組む市民活動団体等の構成員や地域福祉を支える関係者に対し、研修の機会を提供するなど支援を進める

団塊の世代をはじめとする熟年層や高齢者の経験や知識など、市民の多様な能力を地域の人権教育・啓発に役立てるよう協力を求める

(3) 相互理解と交流の促進

同じ地域社会の構成員として共生していくことをめざして、地域の中で交流を進め、相互に理解を深める取組みを進める

市民活動団体等や関係機関、企業・事業者との連携を進め、情報提供を行うなど、問題の共有化を図り、啓発事業の共催などにより効果的な啓発を進める

3

就学前・学校教育における人権教育の推進

一人ひとりの子どもが、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもり、発展させる実践力を育成する人権教育の推進が必要です。そのためには、人権尊重の視点に立った学校教育を推進するとともに、家庭・地域と連携した取組みが重要です。

(1) 就学前教育における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、将来、子どもたちが自立し、その能力と可能性を十分に発揮できるよう、「生きる力」の基礎を育む保育・教育の推進に努める

「自尊感情」とともに「他者を大切にできる心」や「自然や生命を大切にできる心」を育てる中で「問題解決力」を育み、一人ひとりの人権を大切にできる保育・教育の充実を図る

公立・民間の保育所、幼稚園や子育て支援機関が連携した取組みを進める

(2) 学校教育における人権教育の推進

人権尊重の視点に立った学校教育を推進する

「生きる力」の核となる豊かな心を育てる教育を推進する

大阪府教育委員会「人権教育・啓発推進計画」実施計画に基づき、各学校園において、「学校園における人権教育・啓発推進計画」のもとで、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら計画的に取り組む

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利を行使することにもなう責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる実践力を育成する教育を進める

自己を肯定し、自分を大切に思うとともに自分以外の人を認める態度を養うことや、肯定的なコミュニケーション能力等の習得を図る

教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層人権感覚や豊かな感性を身につけ、資質の向上に努めるために、教職員の人権教育研修体系について、必要に応じて見直しを進め、さらなる充実を図る

(3) 市立大学における人権教育の推進

人権教育は、大学教育の柱の一つであり、人権感覚を持った市民を育てるという視点から、人権教育の取組みを推進する

学生に対する講義、演習について、研究機関の研究成果を還元するなどその内容の充実に努める

(4) 家庭・地域と連携した人権教育の推進

子どもをめぐる問題について、学校が家庭・地域のおとなたちと連携して取り組む

高齢者や障害のある人たちとの交流を図り、地域課題に取り組むなど、社会性や豊かな人間性を育むための取組みを充実する

企業は、企業活動のあらゆる面で人権や環境問題に積極的に取り組み、「企業の社会的責任(CSR)」を果たしていくことが求められていることから、企業における人権啓発や人権研修への支援を行うとともに、ネットワークの拡充に努めます。

(1) 企業における人権啓発や人権研修への支援

企業の立場から人権尊重社会の実現をめざして人権啓発を推進するため「大阪市企業人権推進協議会」が結成されており、同「協議会」の研修、教材配付、人権情報の発信などのさまざまな取組みを通じて企業を支援する

「企業の社会的責任(CSR)」等のさまざまな基準やグローバル・コンパクト⁽⁴⁾などの人権に関する情報を提供する

- 4 グローバル・コンパクト・・・平成12(2000)年7月、国連が提唱した企業の自主行動原則で、参加する世界各国の企業が、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で世界的に確立された10原則を支持し、実践するよう努めるプログラム。

国・府との連携のもと企業における公正な採用選考について啓発に努める

人権にかかわりの深い業務をおこなっている業界団体等に対して、府と連携して研修等に取り組む

市民とかかわりの深い業務に携わっている監理団体等についても、職員の人権意識の向上を図るため、研修等の充実に努める

地域福祉を支える福祉・介護・医療関係者等に対して、所属する法人や団体と連携を図りながら研修の充実に努める

(2) 企業・事業者等とのネットワークの拡充

市内の各事業所が相互に連携しあい、人権啓発に取り組むことが効率的であるため、「大阪市企業人権推進協議会」の活動の周知を図り、加入促進の取組みを支援する

企業・事業者の社会貢献活動を紹介するなど、市民・企業等のネットワークづくりや交流を促進し、人権が尊重されるまちづくりを進める

人権に関する活動に取り組んでいる企業の評価についての基準づくりや環境整備などを検討する